

中央の動き（6月）

「視点・論点・考察点」～見る―読む―考える～

7日 ●第2回心身障害者扶養保険検討委員会

この制度は、昭和45年に創設された任意保険。地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を、独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。

第一次改正 昭和54年10月、 第二次改正 昭和61年4月、

第三次改正 平成8年1月

平成18年11月27日、政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改善に関する勧告の方向性（抄）

「心身障害者扶養保険」事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資産の積立不足により、平成17年度末で約388億円の繰越欠損金が発生しているが、現在、厚生労働省において、心身障害者扶養保険制度の見直しを行っており、その方向性が定まった段階で、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めるものとする。」

第1回は、平成19年3月29日に開催され、その議事録が6月13日に公表された。この制度の背景・課題が浮き彫りにされている。

第2回は、配付資料は公表されているが、議事録はまだ公表されていない。

「この制度を廃止しても巨額の費用がかかることなどから、存続の方向で検討する意見が大勢を占めた」もようである。

この制度が親亡き後の経済保障の方策であるからには、簡単に「廃止」されては困る。検討委員会の検討内容を注視していこう。

13日 ●消防庁通知

この通知の背景は、昨年1月、長崎県大村市のグループホーム火災による死亡事故である。主な改正点は次のとおり。

▼ 防火管理者の専任は、従来の30人以上から10人以上に拡大。▼ 消防用設備等の設置 ●スプリンクラー設置基準を延べ面積275㎡以上の施設に義務づける。（従来は、1000㎡以上）●自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、消火器。

15日 ●平成18年度障害者白書

現在の障害者施策は、障害者基本法第9条に基づいて策定された「障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）と同日に障害者施策推進本部が決定した「重点施策5か年計画」によって進行中である。

こうした施策の状況について、政府は、毎年、国会に報告することが障害者基本法第11条によつて義務づけられている。

現在の「重点施策5か年計画」は、15年度から5か年であり、今年度が最終年度となる。そこで、障害者施策推進本部は、平成20年度から24年度までの新たな5か年計画策定の検討に入った。新しく障害者権利条約による施策も視野に入れたものとなろう。

障害者施策の一年間を概観し、施策の進捗状況を知る情報として「障害者白書」を活用していきたい。来年からは、障害者自立支援法の施行状況も全国規模で報告されるので、その内容にも注目していきたい。

19日 ●第18回経済財政諮問会議

平成20年度の予算編成の基本方針を示した内容と、平成20年度の政府の施策の方向を示したものである。今回、特に取り上げたのは、「独立行政法人等の改革」の項目が国立病院機構も含むゼロベースからの見直しと記述されているからである。

詳細については、拙稿の「独立行政法人の動向について」を参照されたい。

25日 ●国立高度医療センター

平成16年の国立病院機構の傘下に入らず、そのまま国立病院として運営されてきた①がんセンター②循環器病センター③精神・神経センター④国際医療センター⑤成育医療センター⑥長寿医療センターの国立病院について、独立行政法人とする方向が、昨年施行された行政改革推進法に明記された。

国立精神・神経センター武蔵病院には、重症心身障害児病棟（80床）を運営していて、現在、武蔵病院の立て替えに際して、「60床」に削減する方針が親の会に提案されている。削減対象となる重症児（者）はどうなるのか。

一方では、独立行政法人全体を見直すことと、国立高度医療センターを独立行政法人化するという二つのことを、どう理解すればよいのだろうか。

凡人の頭では、不可解な施策と混迷するばかりである。